

納めた国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります!

国民年金の保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料の控除としてその年の課税所得から控除され税額が軽減されます。

控除対象は、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、自分の保険料だけでなく、配偶者やお子さまのような家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除を受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方には、翌年2月上旬に送られる予定です。

税法上、とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度ですので、納め忘れのないようにしましょう。

ねんきんネットはご存知ですか？

●「ねんきんネット」とは…

「ねんきんネット」とは、年金加入者や受給者の方がインターネットを通じて、ご自身で手軽に年金記録を確認することができるサービスです。

●「ねんきんネット」では、

- ・いつでも自分の年金記録を確認できます。
(公的年金制度の加入履歴、国民年金保険料の納付状況、厚生年金保険加入時の会社名など)
- ・氏名、生年月日、性別を入力することで**持ち主不明の年金記録を検索**できます。
- ・「年金見込額試算」により、現在と同じ状況で60歳まで年金制度に加入した場合の年金額や、老齢基礎年金の受給開始年齢を65歳より早い年齢に設定した場合の受給額の試算など、**いろいろな条件で年金額を試算**できます。
- ・「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」など、**年金の支払いに関する通知書を、画面上で確認**できます。
- ・お客さまから年金記録確認のご相談があった際に、年金事務所などの窓口で発行している「被保険者記録照会回答票」の電子版(PDFファイル)を閲覧・ダウンロードできます。

●ご利用いただくには、まず「登録」をする必要があります

初めて「ねんきんネット」を利用するときは、日本年金機構ウェブサイトの「ねんきんネット」【http://www.nenkin.go.jp/n_net/】ページにアクセスし、「新規ご利用登録」から、登録を行います。

☆年金相談窓口は原則予約制です☆

先月号の広報でもお願いしていますが、稚内年金事務所の年金相談窓口は、原則予約が必要となります。待ち時間が長くなったり、相談を受けられないといったトラブルを避けるためにも、稚内年金事務所にご連絡の際には、事前予約をお願いします。予約は当日でも受け付けていますので、よろしくお願いします。

稚内年金事務所の年金相談窓口のご予約は、

電話番号 **0162-74-1000** で受け付けしています。

自動音声で案内しますので「1」→「2」の順で選択してください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8813